

種苗生産施設緊急支援事業実施要領 (重点支援地方交付金活用)

第1 趣 旨

ウクライナ情勢等に伴う経済変動の影響による物価高騰により県内養殖業者等の経営ひっ迫が懸念されている。この影響を緩和するため、令和3年4月、一般社団法人 漁業経営安定化推進協会が漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「国制度」という）による補填金の交付が行われたものの、種苗生産施設は国制度の対象外であり、上記影響を緩和するための支援を受けることができない。

一方、河川放流のために種苗を購入する県内漁業協同組合も、コロナ禍による外出自粛や河川利用の制限等により遊漁料収入が減少し、経営がひっ迫している。このことから、鮎種苗生産施設は生産コストの増加分を販売価格に転嫁することが困難な状況にある。

そこで、鮎種苗生産施設の価格高騰による影響を緩和し、経営の安定化による安定生産および安定供給を図るため、岐阜県補助金交付規則（以下、「交付規則」という）、岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）および本要領の定めるところにより支援を実施する。

第2 事業の内容

1 事業内容

物価高騰による生産経費（配合飼料）の令和3年度同時期の価格増加分について支援を実施する。

2 事業実施主体

(一財) 岐阜県魚苗センター

3 補助対象経費

知事は、予算の範囲内において、交付要綱別表第2 11) にその内容を定める。なお、補助対象経費以外のものと明確に区別でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

科 目	内 容
配合飼料費	【経費の算出方法】 当該月の配合飼料量×(当該月の単価-令和3年度の同月単価) 【支援対象期間】 令和7年10月から令和8年3月まで 【補助額】 補助対象経費の1/2以内の額

4 事業実施年度

令和7年度

第3 事業の実施

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、交付要綱に基づく補助金交付申請書を作成し、知事へ補助金の交付を申請すること。なお、交付要綱別記第2号様式の定める「その他知事の必要と認める書類」は、本要領別記様式第1号及び別記様式第2号を指す。

2 補助金の実績報告

事業実施主体は事業が終了した場合は、交付要綱に基づく事業実績報告書を作成し知事へ提出すること。なお、補助金の全額が概算払又は前金払により交付された場合の提出期限は、交付要綱第9条第3項の規定にかかわらず、同条第2項の規定に従うこと。

第4 その他

事業の実施にあたっては、交付規則、交付要綱および本要領に従うとともに、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。